

京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例

平成19年7月11日

条例第28号

京都府後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、毎年、2回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成19年12月31日までの間に招集すべき定例会の回数は、1回とする。